

熊本市内の空き家・空き室の活用をお考えのオーナー様

# 「セーフティネット住宅登録制度」

を活用しませんか？

高齢者や障がい者、子育て世帯等といった住宅の確保にお困りの方と、賃貸住宅の空き室をお持ちのオーナー様をつなぐ制度があります。

空き室などの入居者募集にご活用下さい。



## 「セーフティネット住宅」とは

○高齢者や障がい者、子育て世帯等といった住宅の確保にお困りの要配慮者向けの賃貸住宅として登録された住宅です。

○どのような方向けとするかは要配慮者一覧よりオーナー様が選択できます。

### 登録のメリット



専用ホームページで※**全国にPRできます！**

- 手数料は無料、掲載料も無料。
- 登録はすべてWeb上で完結。
- 住戸面積が18m<sup>2</sup>以上であれば登録可能（熊本市独自の基準緩和）。

※裏面のお問い合わせ一覧①参照



**入居者の確保**がしやすくなります！

- 行政の相談窓口で登録物件をご案内。
- 居住支援団体や不動産関係団体のネットワークを活用可能。※

※裏面のお問い合わせ一覧②参照



改修工事に対する**補助金**が受けられます！

- 改修の際に1/3以内、最大200万円/戸の補助制度あり。※
- 住宅金融支援機構による改修工事費の融資制度あり。

※裏面のお問い合わせ一覧③参照

Q

## 登録の条件はありますか？

A

はい、主に以下の条件を満たす必要があります。

**〈規模〉**各戸の床面積が**18m<sup>2</sup>**以上  
(共用部がある場合は**13m<sup>2</sup>**以上)

**〈構造〉**耐震性を有するもの  
(昭和56年以降に着工又は新耐震基準)

**〈設備〉**各戸が台所、便所、収納及び浴室  
又はシャワー室を備えたもの

※その他、細かい基準もありますので、遠慮なく  
お問合せ下さい。

※条件に合わない場合でも居住支援協議会独自の  
サイトに登録出来る場合もあります。  
詳細はお問い合わせ下さい。

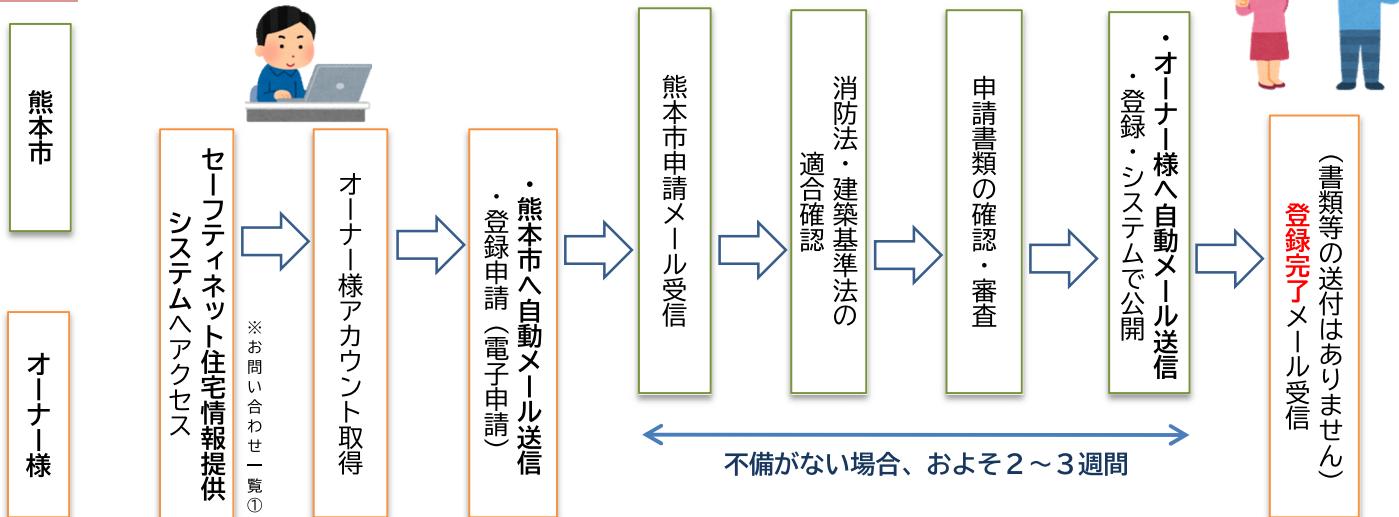


Q

## 登録までの流れを教えて下さい

A

登録の流れは以下のとおりです。



※入居者が決定した際には、情報提供システム上で部屋状況を「空室」→「入居中」へ変更をお願いします。  
また、建物をリフォームしたり間取りが変更になる場合は、変更届の提出が必要となります。  
変更届の提出も登録時と同様にシステム上で完結するため、ご来庁の必要はございません。

### お問い合わせ一覧

#### ①セーフティネット住宅の検索・閲覧・申請サイト

セーフティネット住宅情報提供システム  
<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp>



#### ②住宅の斡旋、円滑な入居支援などのご相談

熊本市居住支援協議会 TEL:096-245-5667  
<https://saflanet.com/html/access.html>



#### ③改修費補助（国による直接補助）制度に関するこ

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局  
<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>



#### ④このチラシやセーフティネット住宅全般について

熊本市住宅政策課 TEL:096-328-2438  
メール [jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp)

